

議案第37号

芽室町手数料徴収条例中一部改正の件

芽室町手数料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町手数料徴収条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、各証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による申請については、適用しない。

別表中

租税公課に関する証明	税目・年度ごと1件につき 200円
------------	-------------------

」を

租税公課に関する証明	税目・年度ごと1件につき 200円
租税公課に関する証明（多機能端末機による交付）	税目・年度ごと1件につき 200円

」に、

印鑑登録証明、印鑑登録証再交付及び引替交付	1件につき 200円
-----------------------	------------

」を

印鑑登録証明、印鑑登録証再交付及び引替交付	1件につき 200円
印鑑登録証明（多機能端末機による交付）	1件につき 200円

」に、

住民票の謄本若しくは抄本の交付	1通につき（謄本は、7枚ごとに） 200円
-----------------	--------------------------

」を

住民票の謄本若しくは抄本の交付	1件につき（謄本は、7枚ごとに） 200円
住民票の謄本若しくは抄本の交付 (多機能端末機による交付)	1件につき 200円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和8年7月31日までの間は、この条例の規定による改正後の条例別表中多機能端末機により交付する証明書等の徴収金額は、「200円」とあるのは「100円」とする。

説 明

令和7年1月15日から開始予定のコンビニ交付（マイナンバーカード等を利用してコンビニエンスストアに設置している多機能端末機により町の証明書を発行することをいう。）に係る手数料を設定するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(免除) 第5条 一略一 <u>2 前項の規定にかかわらず、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、各証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による申請については、適用しない。</u> 別表（第2条関係）	(免除) 第5条 一略一 別表（第2条関係）
一略一	一略一
租税公課に関する証明	税目・年度ごと1件につき 200円
租税公課に関する証明（多機能端末機による交付）	税目・年度ごと1件につき 200円
公簿公文書の謄本抄本	1枚につき 200円
一略一	一略一

改正案	現 行
印鑑登録証明、印鑑登録証再交付及び引替交付 <u>印鑑登録証明（多機能端末機による交付）</u>	1 件につき 200円 <u>1 件につき 200円</u>
住民票の閲覧	1 件につき 100円
住民票の謄本若しくは抄本の交付	1 通につき（謄本は、7枚ごとに） 200円
<u>住民票の謄本若しくは抄本の交付（多機能端末機による交付）</u>	<u>1 通につき 200円</u>
戸籍の附票の交付	1 通につき 200円
—略—	
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和7年1月15日から施行する。 <u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の日から令和8年7月31日までの間は、この条例の規定による改正後の条例別表中多機能端末機により交付する証明書等の徴収金額は、「200円」とあるのは「100円」とする。</p>	